

平成18年5月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平 倉 圭 太  
平成17年(ハ)第2302号 損害賠償請求事件  
口頭弁論終結日 平成18年5月12日

## 判 決

原 告

訴訟代理人弁護士 板 根 富 規  
同 上 青 木 貴 央

東京都板橋区高島平8丁目16番8-404号

被 告

株式会社日本攻略開発センター  
代表者代表取締役 三 谷 貴 志  
訴訟代理人弁護士 小 野 聡

## 主 文

- 1 被告は、原告に対し、66万円及びこれに対する平成17年7月6日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決の第1項は仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請 求

被告は、原告に対し、90万円及びこれに対する不法行為の日である平成17年7月6日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

#### 1 請求の原因

- (1) 被告は、東京都品川区西五反田2丁目4番2号東海ビル5階において、パ

チンコ、パチスロの攻略法を冊子にして販売している会社である。

- (2) 原告は、被告担当者より勧誘を受け、その際、前記担当者は、「これは大当たりを出す攻略法ではなく、小役をたくさん揃えて、トータルで儲けるものです。」「プロ専用の立ち回りではなく、素人でも、誰でもできる方法です。」「違法なものではありません。素人の方が、誰でも出せる方法です。」など、原告が攻略本に従ってパチスロ「吉宗」を打てば、必ず小役がたくさん揃い、儲かる方法である旨を説明した。
- (3) 原告は、前記被告担当者の勧誘を信じ、平成17年7月6日、パチスロ「吉宗」の攻略本を購入することとし、被告が指定した東京三菱銀行五反田支店の普通預金口座（(株)ニホンコウリャクカイハツセンター）に40万円を送金した。
- (4) 同年7月7日、被告より、攻略法と称する冊子が送付された。
- (5) 原告は、原告の夫と二人で、同年7月7日と翌8日の2日間にわたって、前記攻略法に従ってパチスロ「吉宗」を打ち、合計20万円を費やしたが、儲けることはできなかった。
- (6) 被告が原告に販売した「攻略法」は、到底素人が実践できるものではなく、被告担当者の勧誘は明らかに虚偽であり、不法行為を構成する。

また、原告代理人は、被告会社に何度か電話をかけ、本社所在地を尋ねたが、被告社員は答えなかった。そこで、やむなく、弁護士法による照会により銀行口座開設者を突き止め、本社が判明した。

- (7) 原告は、被告担当者の不法行為により、以下のとおり、合計90万円の損害を被った。

ア 送金額 40万円

イ パチスロで被った損失 20万円

ウ 慰謝料 10万円

エ 弁護士費用 20万円

## 2 被告の主張

原告が、被告に40万円を振り込んだこと、被告が原告に冊子を送付したことは認める。

被告担当者は、必ず儲かるなど断定的な説明はしておらず、また、虚偽の説明はしていない。

## 第3 当裁判所の判断

1 被告は、被告担当者は必ず儲かるなどの断定的な説明はしておらず、また、虚偽の説明はしていないとするので、これらの点について検討する。

2 甲第1号証、同2号証、同5号証、原告本人及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

本件において、原告が、株式会社日本攻略開発センターの存在を知ったのは、原告の携帯電話に広告が入り、それにアクセスしたことに始まる。

本件における原告に対する勧誘方法は、多数者に一括して向けられた宣伝や広告などを媒介とするものと異なり、被告担当者から原告に対し、個別な勧誘がなされている。

被告は、営利を目的とする会社であることは明らかであり、かかる被告担当者からの個別勧誘という手段は、本件攻略本の存在が、誰もが容易に手に入れることのできるものではなく、あたかも秘密性の高い、特殊な攻略方法であることを強調するための常套手段と考えられる。

すなわち、勧誘の相手方に対し、パチスロによって利益を確実にするには、それだけ高額の出費が必要であると思込ませ、あるいは思い込んだ状態を更に確実強化させることによって、当該相手方をして、必ず儲かる方法を手に入れられる機会と信じさせ、よって、高額代金を振込入金させることを目的として業務を行っていたと考えられる。

また、本件で問題となっている「攻略法」とされる冊子は、その金額が40万円であり、一般に市場に流通し、店舗で販売される図書類に比較して著しく

高額である。そのような高額にもかかわらず、原告は、直ちに40万円を送金しているが、これは、必ず儲かると信用したためと考えるのが自然である。

上記の諸事情によれば、被告担当者が、原告に対し、40万円という一見高額な金額であるが、そこに記載されたものは必ず資金を回収できる方法であること、すなわち必ず儲かることを直接に告げ、又は、当該勧誘を受けた者が必ず儲かると信じ込んだことを認識しつつ、その誤った認識を利用して契約を締結させたものと考えるのが合理的である。

以上によれば、被告担当者の行為は、不法行為に該当するといえる。

### 3 次に、原告の損害について検討する。

原告が、被告に対し、40万円を振込入金したことは争いがなく、この金額は、前記不法行為と相当因果関係にある損害と認められる。

次に、原告は、パチスロによって合計20万円を損失したと主張し、これを請求する。

原告本人尋問によれば、この20万円という金額は、原告らが引越すために蓄えていた費用であった。そして、原告は、夫とともに、きっちり20万円を持ってパチスロに出かけ、最終的にその全額を失っている。

原告が攻略本に記載されている誘発手順をそのとおりに行おうとしても、到底、素人にはできるものではなかったが、それでも、原告は、3日くらいで取り戻せるという説明を受けていたため、このまま継続すれば取り戻せると信じて、最後まで断念することなく、結局、20万円全額を失ったものである。

したがって、この金額は前記不法行為と相当因果関係にある損害と解される。

次に、慰謝料について検討する。

原告は、引越費用に蓄えた大切な金銭を全てパチスロで失うことになった。しかし、そもそもパチスロにより確実に儲けようとする事自体が、労働によらず安易に利益を受け、かつ生活手段の一部としようとするものであって、これらは単なる趣味娯楽の域を超えるものである。また、原告に見とおしの甘さ

があったことも否めない。

このような原告の動機等を勘案すると、本件において、前記被害の回復の他に、特段、原告に慰謝料を認めるべき事情はない。

次に、本件訴訟提起に至る事情から、弁護士費用として6万円を認めるのが相当である。

以上によれば、主文の限度で、原告の請求を認めることができる。

広島簡易裁判所

裁 判 官 玉 井 隆

これは正本である

平成18年 5月 26日

広島簡易裁判所

裁判所書記官 平 倉 圭

